

令和5年（行ウ）第11号 修繕代金返還請求事件

原告 吉岡政昭

被告 安平町長及川秀一郎

答 弁 書

令和5年7月26日

札幌地方裁判所民事第5部合議係 御中

〒060-0001札幌市中央区北1条西10丁目

原田ビル4階丸尾法律事務所（送達場所）

被告訴訟代理人 弁護士 丸尾正美

電話011-231-6313

FAX011-231-6315

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び反論

- 1 「1 基本協定書の「条文理解」の誤り <<1>>「基本協定書」の第6条（3）の解説」について
 - ①ないし③は認める。
 - ④のうち「将来、問題となることが十分予想される」「ご都合主義でいい加減な修理費負担」との評価については争い、その余は認める。
 - ⑤のうち「重大な欠陥を持った協定書」との評価及び本件について「建築基

準法に示してある「大規模の定義」を重要な判断基準とすることも選択肢の一つになる」との意見は争い、その余は認める。但し、後述するように建築基準法第2条第1項第5号によれば、主要構造部から「最下階の床」は除くものとされている。

⑥の計算数値自体は争わず、本件修理が建築基準法上の大規模の修繕に該当しないことは認めるが、安平町とリズム学園の「工事費の負担割合を決める協議の対象にはならない」との結論は争う。

⑦否認ないし争う。

2 「2 砂上の楼閣の「理屈」で、無理矢理、「町負担」にさせる発想。」について

①は監査結果の記載内容自体は認めるが、その余は原告の感想であり認否の限りでない。

②は否認する。町とリズム学園とが、本件工事が大規模な改築や改修等に該当することを当然の前提とした上でその経費負担について協議を行ったものであることは自明というべきである。

③は否認する。町が基本協定書に基づき、その判断材料として諸般の事情を考慮して町の全額負担を決定したことに何ら非論理性は認められない。

④及び⑤については、否認ないし争う。確かに監査結果書には、「床の劣化はリズム学園側に瑕疵のあるものではないので、基本協定書のみを判断の根拠とせず、子どもが安心して安全に生活できる環境を整える責任の所在を根拠にした」との教育委員会の見解が示されたとの記載があるが、これは監査対象課職員の陳述の結果を監査の実施状況の説明として記載したものに過ぎず、監査結果における判断においてはこの点は全く触れられておらず、監査委員の判断に何ら影響を与えているものではなく、原告による論難は失当というべきである。また、床の劣化は主に経年によるものであって、通常使用によるものであるのだから、その所有者である町が修繕費を負担するのはむしろ当然というべ

きである。原告は「瑕疵」との用語を云々するが、常識的には単なる損傷・損耗を意味することは明らかである。

⑥の各発言自体は認めるが、その評価は争う。町は基本協定書に定めのある協議を行わずに、いきなり類似施設である児童館の規定を適用して本件修繕費の負担を決定したものではなく、あくまで協議における目安として参考にしたに過ぎず、何ら非難されるべきものではない。

第3 被告の積極的主張

1 原告は、本件基本協定書第6条第1項第3号の「大規模な改築や改修等」の解釈基準として、建築基準法第2条第1項第14号を適用し、「建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕」に該当するか否かで判断すべきであり、本件はこれに該当しないと主張する。

しかしながら、形式的には協定書は「大規模な改築や改修等」、法は「大規模な修繕」と表現が異なる上、そもそも法では最下階の床は主要構造部から除かれており、適用の前提を欠くものである。また、協定書が「等」としているのは臨機応変な対応を可能とすべく、町に一定の裁量を与えているものとも読める。

2 さらに実質論からいえば、建築基準法上の「大規模な修繕」は安全確保や環境保全のため建築確認申請を必要とする基準を定めているものであるのに対し、本件基本協定における「大規模な改築や改修等」は公私連携という枠組みの中で、少子化対策、青少年健全育成といった目的を達成すべく、建物所有者たる町とこども園運営法人とがいかなる経費負担をすべきかという問題なのであって、全くその目的も適用場面も異なるものである。

現実問題として、2分の1以下の修繕について全て利用者側に負担せよということになれば、応募者も激減し公私連携も困難となろう。

3 かかる観点からすれば、建物所有者たる町が、20数年の経年劣化による床の損耗について、その費用負担を協議するに際して、関連施設である児童館の

基本協定の定めを参考として斟酌し、最終的に全額町負担と決定したことに何ら問題はなく、ただ、監査結果書にも指摘のあったように、協議の事実を記録上明らかにしておくという今後の課題を遵守すれば足りるものである。

証拠方法

- 乙1の1 公私連携幼保連携型認定こども園の設置運営に関する基本協定書
- 乙1の2 公私連携幼保連携型認定こども園の設置運営に関する基本協定書の一部を変更する協定書

付属書類

- 1 乙号証写し
- 2 証拠説明書
- 3 委任状